

事業やお店の関係者の方へ

消防用設備等の点検及び結果報告について 忘れずに実施・報告をしてください!!



消防用設備等点検報告制度とは？ (消防法第17条の3の3)

消防用設備点検報告とは、消火器やスプリンクラー設備、自動火災報知設備などの消防用設備が、**火災の際に正常に作動しないと人命にかかわることから**、定期的に点検し、管轄する消防署へ報告する制度です。

点検・報告の流れ



依頼

消防設備業者に電話やインターネットで依頼します。

※自分で点検できないの??

A: 基本的には、消防設備士又は消防設備点検資格者に依頼し、点検を行って下さい。

ただし、次の①②のいずれにも該当しない建物については、法律上資格者以外の者でも点検することができますが、点検時の安全面などを考慮し、資格者による点検を推奨しています。

- ①延べ面積1,000㎡以上の**特定用途**(物品販売店舗、ホテル、病院、飲食店など不特定多数の人が出入りする事業所等)**防火対象物**
- ②地下又は3階以上の階に**特定用途があり、かつ、屋内階段が一か所みの建物**

※消防署ではやってくれないの??

A: 消防署では請け負っておりません。

※業者って紹介してもらえるの??

A: 特定の業者を斡旋することはありません。

柏市内対応業者一覧をお渡ししたり、住まいの近隣の業者を複数お伝えしております。

点検

建物に設置されている消防用設備を点検します。

※点検の種類や頻度ってどうなってるの??

A: **6カ月に1回**実施する**機器点検**と**1年に1回**実施する**総合点検**があります。

機器点検: 外観又は簡易な操作による確認をする点検

総合点検: 実際に消防用設備を作動させ、総合的な機能を確認する点検



報告

作成した点検結果報告書を管轄する消防署へ提出します。
(郵送の場合は事前にご相談ください。)

※点検結果報告は、毎回やらなきゃいけないの??

A: 点検結果報告は、建物の用途によって決められた期間ごとに提出する必要があります。

◆**特定防火対象物**: 1年に1回の報告義務あり

(用途例: 飲食店、物販店、ホテル、病院などで不特定多数の人が出入するもの)

◆**非特定防火対象物**: 3年に1回の報告義務あり

(用途例: 工場、事務所、共同住宅、学校、駐車場など)

【参照 消防法施行規則第31条の6, 消防法施行令別表第1】

※報告書は、どうやって作るの??

A: 告示で定められた様式を使用し、報告する必要があります。

原則必要な様式は次のものです。

- ①消防用設備等点検結果報告書
- ②消防用設備等点検結果総括表
- ③消防用設備等点検者一覧表
- ④必要な設備の点検票は、総務省消防庁のHPからダウンロード出来ます。

改修

点検の結果、不良箇所がある場合には改修が必要になります。

※点検結果に×がついてたり不備事項が記載されていたらどうすればいいの??

A: 消防用設備に不備があると、**火災等の災害時に被害を拡大させる可能性があるため**、正常な状態で維持管理する必要があります。
不備事項があった場合は早期に改修してください。



以上が消防用設備の点検及び報告の流れになります!! 不明な点は無かったですか?

提出先は各消防署、ご相談は記載の電話番号までお電話ください。

	住所	電話番号
火災予防課	柏市松葉町7-16-7 3階	04-7133-8792
西部消防署	柏市松葉町7-16-7 2階	04-7133-8794
東部消防署	柏市中央2-10-3	04-7164-0119
旭町消防署	柏市篠籠田944-1	04-7144-6750
沼南消防署	柏市大津ヶ丘1-56-12	04-7191-4500

受付時間: 土・日・祝日を除く平日午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時を除く。)
土・日・祝日しかお越しになれない方は、お越しになる前に連絡をするようお願いいたします。



柏市消防局